



# 持続化給付金のお知らせ

～最大100万円が給付されます～

「**持続化給付金**」は、**新型コロナウイルス感染症拡大**により、特に**大きな影響**を受ける事業者に対して、**事業の継続**を下支えするために**支給**するものです。

## ポイント

### ① 税務申告をした林業者が対象になります。

昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

- ✓ 2019年の、**確定申告（所得税）** 又は **住民税の申告のいずれか**を行って  
いれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、**昨年赤字申告の方も対象**です。

### ② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、

今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を12で割った額（平均月収）の**50%以下**であれば対象になります。

- ✓ 2020年1～12月のいずれかの**ひと月の事業収入**が、2019年の**平均月収**（※）の**50%以下**であれば、次の計算方法を用いて給付額を計算します。
  - ※ 2019年の平均月収は、申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額。
  - ※ **青色申告者**は、「2019年の平均月収」ではなく、「所得税青色申告決算書の月別売上（収入）金額に記載された月収」の50%以下かどうかで判断することもできます。

### 給付額の計算方法（上限：100万円）

給付額 = 2019年の年間事業収入 - (申請対象とする月の収入 × 12か月)

- ✓ **青色申告者**で、**月当たりの事業収入の変動が大きい方**は、原則に代えて、特例の計算方法（**季節性収入特例**）を**選択可能**です。（詳しくは裏面）

### ③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

- ✓ 対面での**申請支援窓口**も**全国で設置予定**です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。  
※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。



「**持続化給付金**」を装った  
詐欺にご注意下さい

## 申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの）（※）  
（青色申告者にあつては、**所得税青色申告決算書（2枚）**の控えも必要）
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（**売上台帳、帳面**など）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類でも可。

## 申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで

✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス！

持続化給付金

検索



## 給付額の計算例

青色申告者は、所得税青色申告決算書の月別売上（収入）金額でも比較できます！

2019年 (計480万円)	1月	2月	3月	4月	5月	6月	...	12月
	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	...	12月
	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	28万円 (▲30%)			

給付額の計算（4月の収入10万円（▲75%の月）を選択して計算）

480万円 - (10万円 × 12か月) = **360万円**

360万円 > 100万円（上限額）

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月から、**ひと月**を申請者が**任意で選択**できます。

**給付額 100万円**

## 季節性収入特例とは？

①及び②の両方を満たす**青色申告者**は、次の計算方法の特例を選択することが可能です。

- ① **2020年の連続する3か月（任意）の事業収入の合計**が、**前年の同じ期間（基準期間）の収入の合計**と比べて、**50%以上減少**
- ② **基準期間の事業収入の合計**が**前事業年度の年間事業収入の50%以上**を占める

給付額 = 基準期間の事業収入の合計  
- 2020年の連続する3か月の事業収入の合計

## 相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 **8:30～19:00**（5～6月：毎日、7～12月：土曜以外の日）